諮問番号：平成２８年度諮問第１２号

答申番号：平成２８年度答申第１３号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２８年７月７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）処分庁が通院交通費（タクシー代）の不支給決定をしたことは不当である。平成２７年８月以降、平成２８年４月にケースワーカーが代わるまで、当時のケースワーカー（以下「当該ケースワーカー」という。）に再三、交通費の件を相談しており、当該ケースワーカーからはタクシー代が支給されることを教えてもらっていなかったため、今まで通院交通費（タクシー代）が申請できることもわからなかった。当該ケースワーカーが審査請求人からの相談を聞いていないと言うことは一切ありえない。

（２）平成２７年８月以降、当該ケースワーカーに頻繁に訪問してもらっており、その際、「病院のバスの階段を上がれなくなった。抱えてもらうとなんとか上がれるくらいだ。」と相談した。同年１０月末に入院し、同年１２月２０日ごろ家に帰った。その後も訪問してもらう度に何回も「バスに乗れない。」と言っている。平成２７年８月に転居した家から通院するには、最寄駅から一駅乗車した駅に病院の送迎バスが来るので、それに乗るしかないが、バスに乗れないのでタクシーの利用を希望する旨を相談していた。申告できるならもっと早くから申告していた。制度を教えてくれなかった。

（３）審査会に対する主張書面

　　通院にかかる移送の給付（以下「通院移送費」という。）を３か月以上遡って支給することができないという行政の規定であれば仕方ないと思うが、当該ケースワーカーには、病院への通院のことも、バスのステップが上がりづらいことも伝えてあったし、バスのステップで転倒したこともあった。体の状態からタクシーの利用が必要なのに、聞いていなかったことにして支払ってもらえないのは納得がいかない。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）　本件についてみると、審査請求人は処分庁に対し、平成２７年８月から同年１０月分及び平成２８年１月から同年６月分の通院移送費支給申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、処分庁は、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和３６年９月３０日社発第７２７号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助要領」という。）第３の９（４）ア及びイの定めに基づき、通院時におけるタクシー利用の事前相談がなく、領収書もないためタクシーによる通院移送費は認めないこと、また、「『生活保護問答集について』（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部改正について」（平成２８年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第１編問１３－２の趣旨を踏まえ、遡及変更は３か月程度とされているとして、平成２７年８月から同年１０月分及び平成２８年１月から同年３月分は支給しないこととし、平成２８年４月から同年６月までの通院移送費について、移送に必要な最小限度の額として公共交通機関を利用した場合の交通費相当分を支給する旨の本件変更決定を行ったことが認められる。

（２）　審査請求人は、処分庁の当該ケースワーカーに平成２７年８月から再三交通費の件を相談していたのにタクシー代が支給されることを教えてもらえず、今までタクシー代を申請できることがわからなかった旨主張する。

　　審査請求人が相談をしていたか否かについては、処分庁と審査請求人の間で争いがあるものの、処分庁の提出書類によると、処分庁はタクシーによる通院移送費について、医師の意見書を基に支給要否を決めることやケースワーカーに相談するよう伝えた事実が認められ、また、審査請求人から処分庁に対し、タクシーを利用して通院することについての具体的な相談はなかったことや、処分庁は審査請求人に平成２７年８月の転居時に鉄道と病院送迎バスを利用することを確認した事実が認められる。これらを踏まえると、審査請求人は、タクシーによる通院移送費の支給にはケースワーカーへの相談が必要となることを理解しつつ、相談はなかったものと判断せざるを得ない。

また、通院移送費の支給に関しては、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号）別表第４、医療扶助要領第３の９（２）及び（４）ア及びイの定めのとおり、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費とされており、当該料金の算定にあたっては領収書などの挙証資料が必要とされているところ、審査請求人がタクシーに実際に乗車したという挙証資料のない中、処分庁が、タクシー利用ではなく、公共交通機関を利用し通院した場合に必要な交通費相当額を通院移送費の支給対象としたことには一定の合理性があるものと言える。

そして、通院移送費は、医療扶助要領第３の９（３）のとおり、原則として事前の申請が必要であるとされているところであり、生活保護の扶助費は、問答集第１編問１３－２のとおり、生活困窮に直接的に対処する給付という性質のものであり、３か月以上遡及して給付することは妥当でないと解されている。

以上の点を勘案すると、処分庁の本件変更決定は違法又は不当とはいえず、審査請求人の主張には理由がない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年１月４日　　　　諮問の受付

　平成２９年１月１０日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１月２５日

口頭意見陳述申立期限：１月２５日

平成２９年１月１３日　　　第１回審議

平成２９年１月３０日　　　処分庁の提出資料を受領

平成２９年１月３１日　　　審査請求人の主張書面を受領

平成２９年２月６日　　　　第２回審議

平成２９年２月１５日　　　処分庁の提出資料を受領

　平成２９年３月１０日　　　第３回審議

　平成２９年３月２１日　　　第４回審議

**第５ 審査会の判断**

１　本件審査請求の対象

本件審査請求は、平成２７年８月から同年１０月まで及び平成２８年１月から同年６月までの公共交通機関に係る通院移送費申請を却下する本件処分の取り消しを求めるものである。もっとも、本審査会に提出された証拠資料及び審理員意見書等から、審査請求人の主張は、上記期間に通院した際、審査請求人が支払ったタクシー代について通院移送費の支給を求めるものであることが明白である。従って、本件審査請求を、タクシー代について通院移送費が支給されないことを理由に本件処分の取り消しを求める趣旨であると解し、検討する。

２　認定した事実

　ケース記録等の証拠資料から、次のことが認められる。

（１）平成２６年６月から平成２７年７月までの通院移送費申請（電車・バス）は審査請求人から提出され、支給されているが、審査請求人が転居した平成２７年８月３日以降は申請されていないこと。

（２）処分庁は、転居後も審査請求人が定期通院していることを認識していたが、審査請求人に対し、転居後に通院移送費に関する再説明は行っていないこと。

３　判断

生活保護法は、医療扶助として移送の給付を行うことを規定している（生活保護法第１５条第６号）。そのうえで、行政実務では、これに通院移送費が含まれるものとしたうえで、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」（医療扶助要領第３の９（３）ア」として、福祉事務所が、要保護者からの通院移送費支給の申請等を受け、個別にその内容を審査して決定するものとしている。

もっとも、本審査会に提出された証拠資料によれば、本件では、審査請求人から、本件処分に先立ちタクシー料金の支給を求める申請や、タクシー料金支払いに係る領収書等の挙証資料が提出されていない。また、その他に、審査請求人がタクシーを利用して料金を支払ったことを確認できる事実は認められない。仮に審査請求人が通院のためにタクシーを利用して料金を支払ったことが事実であったとしても、前記のとおり、通院移送費の支給については、事前の申請（本件では、事後の申請であっても通院移送費の支給が認められる事前の申請が困難なやむを得ない事由は認められない）及びタクシー代の支払いに係る領収書など利用の事実を証明する資料の提出が必要となるところ、審査請求人からこれらは提出されていない。

また、以上に加えて、通院にタクシーを利用し、その費用を通院移送費として支給する必要があるかどうかについては、給付要否意見書における医療機関の意見に基づき処分庁が決定することとなるが、提出された証拠資料及び本審査会の調査によれば、平成２８年６月２０日以前の給付要否意見書は存在しない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、通院移送費の給付手続きに関する教示がなかった点及びその不当について、審査請求人と処分庁の主張は対立しているが、提出された証拠資料からは、いずれの主張が妥当であるかを認定することはできない。

**第６ 付言**

処分庁の事務処理については、以下のとおり不適切な点が認められるので、本審査会として強く改善を求めるものである。

本件申請は、審査請求人が通院のために公共交通機関を利用したことを内容として、その費用について通院移送費の支給を求めるものである。しかしながら、本件申請に係る平成２８年６月２９日付けの各移送費支給申請書は、処分庁の職員の代筆により作成されたものである。審査請求人はあくまで通院のため自費で利用したタクシー代の支給を求めているものであり、本件申請が真正な審査請求人の意思に基づく申請であるといえるか、疑念が残る。

また、処分庁は、審査請求人が定期的に通院している事実を把握していながら、公共交通機関等を利用して通院しているものと思い込み、また、審査請求人が以前に通院移送費を申請した経験を有するから、申請手続きについて当然理解しているとの前提で、平成２７年８月以降の通院移送費の申請の意思をあらためて確認していない。

通院移送費の申請が途絶えた平成２７年８月頃の審査請求人の心身状態等を鑑みると、仮に審査請求人の失念により申請がなされていなかったとしても、処分庁はもう少し丁寧に、通院移送費の支給手続について再教示をし、審査請求人の申請の意思を確認することが適当であったと考えられる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子